調査報告書 見本

役員リスク調査（詳細プラン）／執行役員候補者の就任前調査

株式会社 Japan PI
東京都公安委員会 探偵業届出 第30160155号
東京・大阪・ホノルル

案件番号	JPI-EX-26●●●	**報告日**	20●●年●月●日
依頼者	株式会社●●（東証スタンダード上場・製造業）経営企画部 ●● 様	**調査期間**	20●●年●月●日〜●月●日（15営業日）
対象者	相川 誠司 氏（仮名／19●●年生）	**調査種別**	役員リスク調査 詳細プラン（対象者非接触）
取扱区分	秘（依頼者の意思決定目的に限定。第三者への開示は事前にご相談ください）		

本見本について　実際の案件をもとに、依頼者・対象者・法人・住所・日付をすべて架空の情報に置き換え、写真の表札・社名・車両番号を画像処理しています。構成・記載の粒度は実際の納品物と同一です。

1. 調査概要

1-1. 依頼の背景

依頼者は、取引先からの紹介を受け、対象者を執行役員（営業本部長）として招聘することを検討している。対象者の直近の職歴は、再生可能エネルギー関連の**株式会社サンライズ・エナジー（仮名、以下「S社」）**の専務取締役であった。S社は20●●年、金融機関に対する融資詐欺事件で代表取締役ら幹部3名が逮捕・起訴されているが、対象者は処分を受けていない。依頼者は、取締役会に対する選任の説明責任を果たすため、以下の点について第三者による確認を求めた。

①	S社の事件への関与の有無。同僚に関する情報提供と引き換えに処分を免れた、という業界内の噂の真偽
②	職務経歴書に記載された経歴（商社、IT企業役員、共同経営、S社専務）の真正性と、記載されていない期間・法人の有無
③	他社役員の兼任、自己法人の保有、依頼者または依頼者の取引先との競業・利益相反の有無
④	前職関係者・業界内での評判、金銭・対人トラブルの履歴

1-2. 調査項目と手法

項目	情報源・手法	実施
役員就任歴・関与法人	商業登記（現在事項・履歴事項・閉鎖登記簿）、不動産登記、特殊データベースによる住所歴の確認	実施
公的記録	民事訴訟記録データベース、官報（破産・公告）、行政処分の公表情報	実施
報道・ネット	全国紙・地方紙・業界紙の記事データベース、削除前記事アーカイブ、SNS・掲示板	実施
反社・制裁リスト	約300万件の要注意人物・団体データベース、OFAC・EU・国連・英国制裁リスト、PEPs	実施
関係者取材	S社関係者1名、前職共同経営者1名、前々職上司1名、業界関係者1名、前住所近隣住民1名	4／5名
現地確認	現住所、前住所、対象者が代表を務める法人の登記上本店、S社旧本店	実施

2. 対象者の基本情報（申告と確認結果）

項目	職務経歴書の記載	確認結果
氏名・生年	相川 誠司／19●●年●月●日	一致　登記・特殊データベースの記載と一致
現住所	東京都世田谷区●●●丁目（分譲マンション）	一致　20●●年●月から居住。区分所有権：対象者単独、抵当権設定あり（●●銀行）。現地確認済（7-1）
前住所	記載なし	神奈川県川崎市高津区●●（20●●〜20●●年）。戸建を約6,500万円で売却。20●●年に仮差押の登記あり（同年中に解除）
職歴①	大手総合商社 1999〜2010年	概ね一致　同社OB名簿および業界紙の人事欄で在籍を確

		認。退職時期は名簿上2010年3月
職歴②	IT企業 執行役員 2010〜2015年	概ね一致 同社プレスリリースで就任（2011年6月）を確認。申告より1年遅い。退任理由は未確認（6-3参照）
職歴③	クレストブリッジ株式会社 共同代表 2015〜2019年	一致 登記上、2015年4月共同代表、2017年に代表権返上、2019年3月取締役退任
職歴④	S社 専務取締役 2019〜2022年	一致 登記上、2019年6月就任、2022年2月退任。退任は幹部逮捕の約8か月後
現在	個人で経営コンサルティング	不一致 現任の代表社員を務める法人が存在（3-2参照）

3. 役員就任歴と関与法人（登記の遡及）

3-1. 就任歴一覧

法人名（仮名）	役職	期間	法人の顛末・備考
クレストブリッジ株式会社	共同代表→取締役	2015.4〜2019.3	現存。退任後、顧問契約（6-2 証言）。取締役在任中の法人に処分・係争なし
株式会社サンライズ・エナジー（S社）	専務取締役	2019.6〜2022.2	20●●年●月 破産手続開始。代表取締役ほか2名が逮捕・起訴（5-1参照）。対象者は捜査対象となったが処分なし
合同会社アルトパス	**代表社員**	**2016.9〜現在**	**申告なし。**本店は設立時対象者の前住所、20●●年に世田谷区内の共同住宅へ移転。事業目的に「太陽光発電設備の販売仲介」「法人向け経営コンサルティング」を含む

留意点：合同会社アルトパスは対象者が現在も代表社員であり、事業目的が**依頼者の主要取引先と同業**である。職務経歴書への不記載と合わせ、利益相反および競業避止の観点から、就任前に本人への事実確認が必要と考えられる。S社の事件との関連は、登記・報道・取材のいずれからも確認されなかった。

3-2. 合同会社アルトパスの登記上本店

登記上の本店は世田谷区内の共同住宅の一室である。現地確認では、集合郵便受け・エントランスの案内板に同社名の表示はなく、インターホンで呼び出したが応答はなく、同室の居住者・賃借人は特定できていない（7-2）。

4. 公的記録（訴訟・破産・行政処分）

年	区分	内容
20●●年	民事訴訟（被告）	前住所の近隣住民（6-5 平野氏）が、私道の通行妨害差止を求めて提訴。私道は対象者の所有地であったため、対象者側に有利な内容で判決確定
20●●年	民事訴訟（原告）	対象者がクレストブリッジ株式会社に対し顧問料の支払いを求めて提訴。和解により終結
20●●年	不動産仮差押	前住所の戸建に仮差押登記。約4か月後に解除。債権者は個人（氏名から 6-2 の人物と同一の可能性があるが未確認）
—	破産・行政処分	対象者本人について、官報公告・行政処分の公表情報に該当なし

5. 報道・要注意人物データベース・制裁リスト

5-1. S社事件の報道

全国紙4件、経済誌1件、動画ニュース1件を確認した。逮捕・起訴されたのは代表取締役、専務取締役2名の計3名であり、**対象者の氏名はいずれの報道にも登場しない**。初回逮捕時に代表者が「社員がやった」と責任を転嫁する発言をした旨、および代表者がワンマンで幹部が逆らえる状態になかった旨の報道（判決時）が確認された。経済誌は同社と複数の政治関係者との交際を報じているが、対象者への言及はない。

5-2. 要注意人物データベース・制裁リスト

照合対象	結果	備考
対象者本人	該当なし	暴力団・元暴力団・総会屋・反市場勢力・前科前歴の各ファイルに登録なし

S社の共同役員3名	3名該当	前科前歴ファイルに登録（本件事件による）。反市場勢力ファイルに代表者1名が登録
クレストブリッジ株式会社 役員	該当なし	—
海外制裁リスト・PEPs	該当なし	OFAC・EU・国連・英国。同姓同名の候補1件は生年不一致により除外

6. 取材結果

※ 取材はいずれも依頼者名を伏せ、対象者の就任を検討している企業からの依頼である旨のみを伝えて実施した。証言は要旨であり、評価は当社の所見。

6-1. S社 元顧問（代表取締役の父）—— 対象者の人物像・事件との関係

基本情報：S社代表取締役の父。S社の関連法人（現存）の代表。横浜市内の共同住宅に代表者の妹と同居。**取材日：**20●●年●月●日、自宅を訪問。

証言要旨：対象者は商社出身で、知人を介して息子の会社に移籍し、実績が評価されて専務に抜擢された。専門知識が格別に豊富というわけではないが、性格が穏健で生真面目に地道に貢献する忠実なタイプで、会社を裏切るような行為は絶対にしない。だからといって悪事に手を染める上司の言いなりになるタイプでもない。事件発覚の際、対象者も警察から何回も呼び出され事情聴取を受けたが、検察は関与を認めず、幹部で唯一クリーンだった。事件後の残務整理を、弁護士と相談しながら独りでやり遂げた。同僚の情報を提供して処分を逃れたという事実はない。捜査につながった内部情報の提供者は、外部の政治ゴロ的人物と結託した内部関係者数名であり、対象者とは無関係である。

所見：証言者は事件の当事者側であるが、対象者を擁護しなければならない動機は乏しく、背信行為があれば語ったはずである。捜査対象となったが処分を受けなかったことは報道（5-1）と整合する。ただし「情報提供者は別にいる」との部分は証言者の推測を含む可能性があり、裏付けは取れていない。

6-2. 大村氏（仮名）—— クレストブリッジ株式会社 元共同代表

基本情報：前々職で対象者の先輩にあたり、対象者からの提案で2015年に共同で会社を設立。現在も同社代表。**取材日：**20●●年●月●日、事務所にて面談。

証言要旨：対象者は営業分野では卓越した才能を持つ一方、それ以外の業務ではほとんど能力を発揮しなかった。実務に参加せず仕事を放棄する傾向が顕著で、報酬減額を受け入れられずに退任した。前々職でも経営陣との対立があり、給与減額に激しく抵抗して退任したと聞いている。現在も顧問料は支払っているが、公私ともに交流はない（顧問料をめぐる訴訟・和解の経緯は 4 参照）。積極性と支配欲が強く、話術で多くの人を魅了する一方、敵も少なくない。前住所では私道トラブルで近隣住民に高額な示談金を要求したことを自慢話として語っていた。ただし「積極的に違法行為を行うような人物ではない」とも述べ、営業力は認めつつ、功績の多くが部下の成果であることを本人が認識していない点を指摘した。

所見：金銭をめぐる対立の当事者であり、評価には割引が必要。一方、営業力への評価と「違法行為はしない」との擁護を併記しており、一方的な批判ではない。証言は 6-5 の近隣トラブルの内容と一致する。

6-3. 西岡氏（仮名）—— 前々職（IT企業）の直属上司

同社代表取締役。品川区内の自宅を3回訪問したが不在が続き、取材は実現しなかった。退任理由の確認は未了（9 参照）。

6-4. 桑田氏（仮名）—— 業界関係者

証言要旨：同業界で面識はあるが、直接一緒に仕事をした経験はない。自力で昇進を重ねてきた点は評価するが、経歴や実績は本人の申告に基づくもので、すべてを鵜呑みにはしていない。意欲的で面白い性格だが、能力と人望があれば役員職はもっと長く続いていたはずで、どの役職も短期間で終わっていることから、長所より短所が原因で退任したというのが現実的な評価と思う。訴訟を頻繁に起こしている事実は知らなかった。

6-5. 平野氏（仮名）—— 前住所の近隣住民（訴訟提起者）

基本情報：前住所の斜め向かいに居住。建設業自営。**取材日：**20●●年●月●日、自宅を訪問。

証言要旨：対象者宅と向かい側4軒の間の通路は登記上対象者の私有地で、前所有者は近隣の通行を黙認していたが、対象者は無許可の使用を認めず、通行者への恫喝を繰り返した。私道に車を停めた大学生に高額な示談金を要求した、隣人の車庫出入りを妨害した、宅配業者を罵倒した、子供たちに威圧的な態度を取った、といった行為があり、平野氏の妻は精神的苦痛から警察に相談した。平野氏は20●●年頃に提訴したが、私有地内の争いという性質上、対象者に有利な判決となった。転居時には通行権に関する誓約書を盾に高齢者を中心に金銭を要求し、転居後も通行料名目で金銭を徴収していた。近隣は対象者の転居に安堵した。

所見：証言者は対象者に強い不快感を持つ当事者であるが、訴訟の存在は公的記録（4）で裏付けられ、示談金要求の件は 6-2 の証言とも一致する。行為自体は違法とまでは言えないものの、立場の弱い相手に対する高圧的な態度と、法的手続きを交渉手段とする傾向が複数の情報源から確認された。

7. 現地確認

※ 写真はすべて公道上または共用部から撮影。表札・住戸番号・社名・撮影日時は画像処理済み。



7-1. 現住所（世田谷区）① 建物外観
対象者が20●●年に取得した分譲マンション（9階建）。区分所有権は対象者単独、抵当権設定あり。夜間の確認で対象者住戸に点灯を確認。

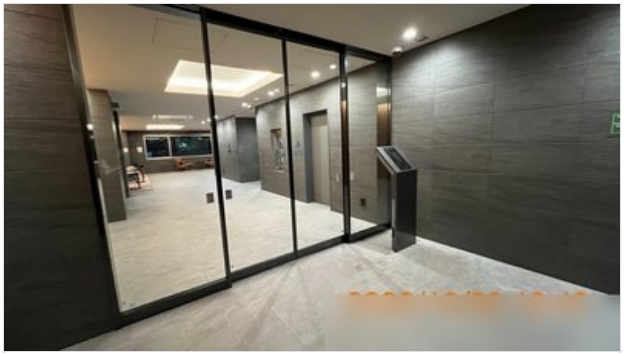

7-1. 現住所（世田谷区）② エントランス
オートロック付き。集合郵便受けの対象者住戸には対象者姓の表示あり（画像は省略）。近隣での聞き取りは、対象者に調査が察知されるリスクを考慮し実施していない。



7-2. 合同会社アルトパス 登記上本店 ① 建物外観
世田谷区内の分譲マンション。建物外観・エントランス案内板に同社名の表示はない。登記上の住戸は、特殊データベース上、20●●年まで対象者の住所歴と一致する。

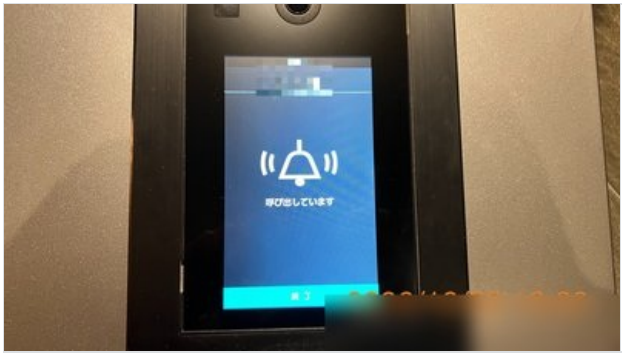

7-2. 同 ② インターホン呼び出し
平日夕方および夜間の2回、登記上の住戸を呼び出したが応答なし。集合郵便受けに郵便物の滞留は見られず、現在の居住者は特定できていない。登記上本店としての実態は薄いと判断される（住戸番号は画像処理済み）。



7-3. S社 旧本店（横浜市）
S社が破産前に本店を置いていた小規模ビル。現在は別業種のテナントが入居し、S社の看板・表示は撤去されている。S社の関連法人は別の所在地で現存している（6-1）。
※ 前住所（川崎市高津区）は売却済で現所有者が居住しているため、現地写真の掲載は控えた。

8. 総合所見

依頼事項	結論	根拠
① S社事件への関与	確認されず	報道6件に氏名なし。捜査対象となったが処分なし（6-1、報道と整合）。「情報提供と引き換えに処分を免れた」との噂を裏付ける情報は、いずれの情報源からも得られなかった
② 経歴の真正性	概ね事実・一部不記載	申告された4社の在籍・役職は確認。執行役員就任時期が1年ずれる。現任代表社員の法人（アルトパス）が未記載
③ 兼任・競業・利益相反	懸念あり	合同会社アルトパスの事業目的が依頼者の主要取引先と同業。本店の実態は薄く、休眠に近い可能性もあるが、現時点で代表社員である事実は変わらない
④ 評判・トラブル歴	懸念あり	営業力は複数の情報源が高く評価。一方、実務放棄、報酬減額時の対立、立場の弱い相手への高圧的な態度、法的手続きを交渉手段とする傾向が、利害の異なる3つの情報源（6-2、6-4、6-5）と公的記録から一致して確認された

総合すると、対象者はS社事件に関しては「幹部で唯一クリーンであった」との評価が妥当であり、反社会的勢力との関係も確認されなかった。他方、営業本部長として部下を率いる立場に就く場合、過去の役職がいずれも短期間で終了していること、対人・金銭面での紛争傾向、および未申告の競業法人の存在は、就任前に解消しておくべき論点である。

就任前に検討いただきたい事項（当社からの提案）

- 合同会社アルトパスについて本人に事実確認を行い、兼任解消または依頼者への事前申告・競業避止の明文化を条件とする
- 前々職の退任理由について、本人の同意を得たうえで前上司への照会を行う（採用調査として実施可能）
- 顧問契約など試用的な契約形態から開始し、営業本部長としての適性を一定期間で評価する

最終的な選任の判断は依頼者に委ねられる。本報告書は、確認された事実と情報源を記録し、選任にあたって相当な注意を尽くしたことの証跡として保管されることを想定している。

9. 確認できなかった事項・調査の限界

- 前々職（IT企業）の退任理由：直属上司（6-3）への取材が実現せず未確認。本人の同意に基づく在籍照会であれば確認可能
- 捜査機関の記録：警察・検察の捜査資料や不起訴の理由は民間が取得できないため、「処分なし」の判断は報道および関係者証言に基づく
- 合同会社アルトパスの稼働実態：決算公告義務がなく財務は不明。本店に実態が薄いことは確認したが、休眠か稼働中かは特定できていない
- 銀行口座・信用情報・納税状況：法律上、第三者が取得できない情報であり、調査対象外
- 海外での経歴：職務経歴書に海外勤務・海外学歴の記載がなく、本件では海外リサーチを実施していない

本報告書は、依頼者に対して調査の実施とその結果の報告を提供するものであり、特定の結論を保証するものではありません。記載内容は調査期間時点の情報に基づきます。当社は公安委員会に探偵業開始届を提出した届出業者であり、探偵業法・個人情報保護法をはじめとする関連法令の範囲内で、公開情報・登記・適法な取材によって調査を行いました。差別につながる調査項目（本籍・出自、思想信条、宗教、家族構成、病歴等）は調査対象としていません。
株式会社 Japan PI　東京探偵本部／大阪探偵支部／ホノルルオフィス　https://www.japanpi.com/ja/